

連帯はばたき

連帯ユニオン
関西ゼネラル支部
宣 伝 部

第 47 号
2022年7月

明るく・楽しく・元気に活動し、産業別労働運動を確立しよう！

学校法人南陵学園は、 分会長の解雇を撤回せよ！

学校法人南陵学園は、和歌山南陵高校を運営している法人です。和歌山南陵高校では、教職員に対する賃金の遅配の他、私学共済の長期滞納、就学支援金の保護者への還付の遅れ、寮のガス代の未納によるガス供給の一時停止等が問題となっており、教職員が今年5月11日に教育活動を一部停止したことから、マスコミにも「教職員のストライキ」として大きく取り上げられました。



こうした事態について、行政も本格的に動き始めており、7月8日には法人本部の所在地である静岡県が私立学校法の規定に基づいて措置命令を発出し、経営改善計画の作成や毎月の進捗状況の報告などを命じました。

《南陵学園が組合分会長を懲戒解雇》

和歌山南陵高校の教職員が「ストライキ」によって求めたのは、〇理事長による「教職員説明会」と「保護者説明会」の開催でした。乱脈経営の結果、教職員の賃金支払いも滞り、私学共済の権利も一部停止され、保護者からの苦情も殺到しているにもかかわらず、〇理事長は長期にわたって学校にも顔を出さず、「もうじき事業を承継する、寄付金が入る」等という文書を送り付けてくるだけで、具体的な説明は一切していませんでした。そこで、教職員らは説明会の開催を求めたわけです。

「ストライキ」は同行の職員会議で決定したのですが、当組合の南陵学園分会の分会長は、同校の副校長として、教職員の意見をまとめ、押し掛けてきたマスコミの対応に当たりました。これに対し、法人は、「無断でマスコミ対応をした」等として、分会長に対し自宅待機を命じ、6月3日懲戒解雇したのです。
(2Pにつづく)

《権利侵害に即座に反撃》

組合は分会長の懲戒解雇に即座に反撃を開始しました。分会長は、組合の支援の下、6月16日に懲戒解雇の無効等を求めて大阪地方裁判所岸和田支部に仮処分の申立てと提訴。組合は近畿地本と共同で、6月22日、法人本部のある静岡県まで出向いて申入れ行動を行いました。

また、法人が団体交渉にも応じていないこと等から、組合は大阪府労働委員会に現在3件の不当労働行為救済申立てを行っています。

《O理事長は責任を取って退陣せよ！》

自らの乱脈経営を棚上げにして、経営の正常化を求めた分会長を懲戒解雇して黙らせるという対応は絶対に許せません。これ以上O理事長に和歌山南陵高校の運営を任せておくことはできません。私たちはO理事長の退任を求めます。和歌山南陵高校に通う子供たちのためにも、そしてそこで働いている教職員のためにも、教育に熱意を持ち良識ある法人が経営を引き継ぐほかないのは明白です。

今後、和歌山南陵高校の立て直しのために、組合は、保護者、行政とも連携しながら、奮闘しますので、是非ご注目ください。（書記長）

熊本県人吉市で分会結成 地方特有「なあなあ」意識に抗い、連帯の旗が翻る 労働者の権利を掲げた三和建設分会

この度、熊本県人吉市で新たに三和（みつわ）建設分会を結成しました！

2021年7月豪雨による球磨川流域の氾濫は、多数の死者や負傷者はじめ、大きな建物被害、インフラ被害をもたらしました。会社は、熊本県や人吉市から道路工事、橋建設などの復興事業を請け負っている会社です。従業員は60人と小さい会社ながら、人吉の復興の為に尽力し、労働者は汗を流しています。

会社の体質、体制は甘く、地方特有の「なあなあ」とあいまいにすることが多く、公私混同も目に余ります。N分会長は、別の部署の営業社員から、夜遅くどうみてもプライベートな時間帯に個人の携帯に仕事の依頼電話がきました。Nさんが返答しなかったことを苦々しく思った営業社員が、翌週、会社の中で顔を合わせたNさんに殴りかかるという暴力事件が起きました。

会社は労災だと認め手続きをするとは言うものの、警察への通報は「待つて欲しい」と言い、この暴力事件を会社とは関係のない「個人間の争い」にしようとした。

分会結成後、早々に団体交渉を申し込みました。地方特有の「なあなあ」意識を強く感じますが、労働者の権利を値切ることはできません。暴力をふるった営業社員はもちろん、会社の管理責任を追及します。暴力を否定し、暴力のない会社、労働者の権利が堂々と主張できるの会社にしていきます。

熊本は遠いですが、SNSや口コミでこの理不尽な暴力事件、無責任な三和建設の実態と、分会の闘いを拡散してください。ご支援・ご声援をお願いします。（担当執行委員 C）

東リ偽装請負事件

裁判闘争 完全勝利！

6月7日、最高裁は東リの上告提起と上告受理申立てを退け、大阪高裁の判決が確定しました。これにより、L.I.A 労組の5名が東リに雇用された従業員となり、5年に遡ってバックペイが支払われることになりました。2017年3月末東リ伊丹工場を追い出されてから5年、闘いぬいて掴み取った勝利です。

この裁判は、労働者派遣法第40条6項「労働契約申込みみなし制度」の適用を求めた全国初のケースです。神戸地裁では偽装請負すら認め

ない不当判決でしたが、昨年11月大阪高裁は偽装請負が行われていたと判断、「労働契約申込みみなし制度」を適用し東リとの雇用関係を認める逆転勝訴判決でした。それから半年、最高裁で判決確定となりました。

私たちは請負会社の従業員として東リ伊丹工場で働いていました。2015年8月、社長のパワハラに対抗するためにL.I.A 労組を立ち上げ、社長の不正を追及するうちに、偽装請負の問題に取り組むようになりました。村田浩治弁護士のアドバイスを受けながら、組合は東リに直接雇用を求める方針を打ち出しました。

2017年2月、労使問題のこじれから、東リは請負会社との契約を打ち切ることを決め、私たち全従業員に東リが手配した派遣会社シグマテックへの移籍を求めました。そこで組合員のうち4名が、働き方が偽装請負であり「労働契約申込みみなし制度」に基づいて直接雇用が成立し得るとして東リに労働契約承諾を通知しました。するとその直後、16名の組合員のうち11名が一斉に組合を脱退し、承諾通知した4名と執行委員長の残留組合員5名だけがシグマテック不採用となり、同年3月末に職場から放逐されました。組合脱退者と非組合員は、全員採用され現在も東リ伊丹工場で働いています。

あれから5年、関西ゼネラル支部はじめ多くの支援をえてL.I.A 労組は闘い、裁判闘争に勝利しました。判決が確定し法的には労働契約が成立していますが、私たちは未だ東リの職場には戻れていません。これから東リとの直接対決、闘いの第2ラウンドが始まります。5名が揃って職場に戻ること、そして、正社員と同等の労働条件を勝ち取ります。引き続き、皆様のご支援をお願いします。

(投稿：L.I.A 労組 副委員長)



2021.11.4 大阪高裁で逆転勝利判決

6.28 ENEOSホールディングス株主総会で要請行動 JX金属敦賀リサイクル(株)は 有害廃棄物を調査し責任を明確化せよ！

JX金属敦賀リサイクルは、JX金属という会社の100%出資子会社で、JX金属はENEOSグループの会社です。

同社の主な業務は、親会社であるJX金属が回収してきた電化製品等のリサイクルで、レアメタルや貴金属を取り出す工程の一環を担っていました。リサイクル事業ですから、大量の有害廃棄物が生じます。私たちは有害廃棄物についての内部資料を入手しています。「池問題 2013年3月4日」

と題する資料です。下表はこの資料に掲載されているものです。

		分析値	低質の暫定除去基準	土対法に基づく含有量基準
池底質	水銀 (mg/kg)	470	25	15
	鉛 (mg/kg)	1400	10	150

分析値というのは、埋め立てられた池からサンプルを採取して、会社が分析したものだと思います。この数字だけ見ても、相当高濃度の有害物質が検出されたことが分かります。

同社は昨年9月末で解散しましたが、元従業員の中には癌を発症している人もいます。これが業務で発生した有害物質に起因するものかどうか分かりませんが、今後元従業員は不安を抱えたまま過ごさなければなりません。また、こうした有害物質の影響は長期に及ぶので、将来的に地域環境に悪影響が出ないとも限りません。

私たちは会社解散に当たって、少なくとも元従業員が指摘する場所について有害物質についてのサンプル調査を行うこと、法令の基準を超える有害物質が検出された時には土壌入れ替えなど適切に処理し、その処理について公表すること、将来従業員や地域住民に健康被害が発生するリスクについて、会社解散後もJX金属グループとして責任体制を確立すること等を求めてきましたが、会社は調査すら行わず、事実上無視してきました。

私たちは、会社解散による逃げ得を絶対に許しません。6月28日には、東京で開催されたENEOSホールディングスの株主総会に、3名の組合員が出席して適切な対処を求める発言をした他、会場前で株主への要請行動を展開しました。それを踏まえ、JX金属敦賀リサイクルに団体交渉の申入れを行いました。会社は拒否してきました。今後争いはますます激化していくと思いますが、是非ご支援ください！

(書記長)



総会会場のパレスホテル前にて

個社の問題を業界の課題に 業種別部会を開催します

日 時 8月7日(日) 9時～12時

場 所 学働館4Fホール

「働きやすい職場で働きたい」「働きがいのある職場で働きたい」という願望を、1つずつ勝ち取って、積み重ねていくことで実現しましょう。

個社の問題を追及し解決を図ることを続けると、必然的に業界の問題、業界の課題にぶちあたります。そのための業種別部会です。個社の闘いを共有し、業界の課題を洗い出しましょう。22春闘を統一要求書で闘いました。春闘の成果と積み残した課題を確認し、秋から取り組む課題を話し合います。



「おしゃべり喫茶」

日 時 8月27日(土) 14時～16時半

場 所 天満橋事務所

日頃、職場に対して思っていることを気楽に喋りにきませんか？

組合に入ろうか入るまいかと迷っているという人も参加大歓迎

職場の同僚や知人にも声をかけ、組合の雰囲気を知ってもらいましょう。



心地よい音楽とともにお菓子と紅茶を楽しみながら、ゆったりした時間を過ごしましょう。職場の問題はすぐ解決するというものではありませんが、組合員が顔を合わせて交流することでパワーを充填する機会にしましょう！

お忘れなく

8月組合費に

プラス夏季一時金の1%

春闘、一時金交渉で夏季一時金が確定しました。分会の持てる力を出し切った交渉結果に、満足されていることと思いますが、いかがでしょうか。

早い職場では6月15日から一時金が支払われています。組合費等納入規則により、一時金の1% (100円未満切り捨て) を組合費として徴収します。組合費と合算してお支払いください。

